

医療法人三九会三九朗病院 通所リハビリテーション事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人三九会が開設する医療法人三九会三九朗病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人三九会三九朗病院
- ② 所在地 豊田市小坂町七丁目80番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務：医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 3名（常勤兼務：管理者と兼務、病院と兼務1名、常勤兼務、病院と兼務1名、
非常勤兼務、病院と兼務1名）
理学療法士 6名（常勤兼務：病院と兼務4名、非常勤兼務：病院と兼務2名）
作業療法士 1名（常勤兼務：病院と兼務）
言語聴覚士 2名（非常勤兼務：病院と兼務2名）
介護職員 15名（常勤専従：3名、非常勤専従：12名）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目：午前9時から午後12時10分までとする。
2単位目：午後1時から午後4時10分までとする。
3単位目：午前9時から午前10時15分までとする。
4単位目：午前10時45分から午後12時までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 40名
- ② 2単位目 40名
- ③ 3単位目 3名
- ④ 4単位目 3名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額とする。

- ① 機能訓練
 - ② ADL・IADL 訓練
 - ③ 健康チェック
 - ④ 送迎
 - ⑤ リハビリマネジメント（介護給付）
 - ⑥ 短期集中リハビリ（介護給付）
 - ⑦ リハビリテーション提供体制（介護給付）
 - ⑧ 口腔器機能向上（介護・介護予防給付）
 - ⑨ サービス提供体制（介護・介護予防給付）
 - ⑩ 科学的介護推進体制（介護・介護予防給付）
 - ⑪ 退院時共同指導（介護・介護予防給付）
- 2 おむつ代は、尿取りパット1枚…40円(税別)、おむつ M1枚…170円(税別)、おむつ L1枚…170円(税別)、はくパンツ M1枚…150円(税別)、はくパンツ L1枚…160円(税別)を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市内の一部（小坂町、小坂本町、三軒町、朝日町、小川町、宮上町、月見町、朝日ヶ丘、広久手町、新町、宮町）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月

②継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三九会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

この規則は、平成19年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成21年12月1日から改正施行する。

この規則は、平成22年10月1日から改正施行する。

この規則は、平成23年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規則は、平成26年4月14日から改正施行する。

この規則は、平成27年5月1日から改正施行する。

この規則は、平成28年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和1年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和1年10月1日から改正施行する。

この規則は、令和2年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和3年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和4年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和5年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和6年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和7年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和8年6月1日から改正施行する。

この規則は、令和8年9月1日から改正施行する。